

◆ 学部後期課程教育における成績評価の改善に関する申合せ

平成 25. 7. 9
教育運営委員会
改正 令和 5. 9. 19

学部後期課程教育における成績評価の方法については、国際化への対応に留意しつつ、教育の質の向上及び公平性の確保の観点から、以下のとおり全学的な見直しを行う。その際、成績評価基準の明示に関する大学設置基準の規定を踏まえて適切な対応をとる。

1. 授業科目を開設する組織における対応

(1) 「優上」の追加及びその評価

成績評価について、「優、良、可、不可」に加え、各区分の趣旨の明確化を図りつつ、最優秀者の区分として「優上」を新たに設ける。授業科目の評価に当たっては、上位 5～10% 程度の履修学生（未受験者を除く。）が「優上」を取得することを目安とする。

(2) 「優」以上の評価

授業科目の評価に当たっては、30% 程度の履修学生（未受験者を除く。）が「優」及び「優上」を取得することを目安とする。

(3) 申合せの対象となる授業科目の範囲

申合せの対象となる授業科目の範囲については、少人数の授業科目、演習等を除くなど、当該授業科目の実施態様に応じ、授業科目を開設する組織において適切に定める。

2. 本部における対応

(1) 学務システムの改善

上記 1. に定める成績評価の区分の変更に対応するとともに、「優上」及び「優」に係る評価の適切な運用に資するため、教員が的確な成績情報の入力を容易に行えるようにする等、学務システムの改善を図る。

(2) 成績評価の改善のフォローアップ

本申合せに定められた内容の実施状況について調査・把握を行い、その適切な運用のために必要と認める場合、全学的な観点から所要の措置をとる。

3. その他

(1) 本申合せによる成績評価は、学部後期課程の授業科目の履修学生に対して適用する。

(2) 本申合せの実施による成果を評価しつつ、総合的な教育改革の進捗状況を踏まえ、成績評価の見直しを継続的に検討・実施する。

附 則

この申合せは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 5 年 9 月 19 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。